

2 古 介 第 1 9 2 号
令和 2 年 4 月 16 日

第 1 号 通 所 事 業 管 理 者 様
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 管 理 者 様

古賀市保健福祉部介護支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る第 1 号通所事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る第 1 号通所事業の人員基準等の取扱いについて、下記のとおりお示いたします。

なお、「緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について」(令和 2 年 4 月 9 日付)において依頼いたしました件につきましては、引き続き報告をお願いいたします。

記

1. 基本的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連盟事務連絡)等に準じた対応とします。
2. 第 1 号通所事業所の休業等により、従業員が居宅に訪問する等のサービスを提供した場合は、あらかじめケアプランに位置付けた利用日につき、①古賀市で定める基本報酬、②処遇改善加算、③特定処遇改善加算、④サービス提供体制加算、⑤同一建物減算の算定が可能となります。ただし、1 日に複数回の訪問等を実施した場合についても、1 回として数えるものとします。

古賀市 保健福祉部 介護支援課 介護保険係 福田
電話 092-942-1144
FAX 092-942-0404
kaigo@city.koga.fukuoka.jp